

市内企業若者雇用推進事業委託仕様書

令和6年1月

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

1. 総則

市内企業若者雇用推進事業委託仕様書は、枚方市（以下「発注者」という。）が発注する市内企業若者雇用推進事業委託について、受注者が遵守しなければならない仕様を定めたものである。

2. 事業名称

市内企業若者雇用推進事業委託

3. 目的及び概要

本事業の実施を通じ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

求職前段階から就職、および就職者の定着を見据えて、それぞれの段階に応じた支援を行うことで、ミスマッチを防ぐとともに、就職者数の増加を図る。若年求職者の市内中小企業への安定した就職を支援するにあたり、求職者が企業の魅力を理解し、就業に対する意識・意欲を高める機会を提供するとともに、必要なサポートを受けられるよう関係機関との連携を図り、事業を実施する。

また、市内中小企業が継続して人材を確保できるよう、就職活動が本格化する前の生徒・学生等と製造業を営む市内中小企業との接点を創出し業界及び企業への理解を深める。

4. 対象企業

以下の要件をいずれも満たす企業

- ・ 中小企業基本法における中小企業に該当すること
- ・ 枚方市内に本社または事業所を有すること

5. 事業内容

本事業の実施目的等を踏まえ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図り地域経済の活性化に繋がる事業を提案し実施すること。なお、本事業におけるKPIは就職者数とする。

事業実施において、対面での実施と同等以上の効果が見込まれる場合はオンラインでの実施も可とする。

(1) 参加企業・参加者の募集のための周知・広報

本事業において実施する各事業の参加企業・参加者を募集するための周知・広報を行う。なお、参加企業・参加者の募集・決定においては公平性を確保すること。

① 参加企業の募集

経済団体や金融機関などとの連携、受注者のネットワークやリソースなどを最大限に活用し、参加企業の募集を行うこと。募集にあたっては、過去の本事業に参加実績のある既存企業のみではなく、新規企業の開拓について積極的に行うこと。また、事業目的を踏まえ製造業を営む企業を積極的に募集すること。

② 参加者の募集

近隣大学や就労支援機関などと連携し、それぞれのターゲットに合った効果的な手法により各事業の対象者に対し、事業の周知を図り参加者を募集すること。募集にあたっては枚方市民に限定せず、市外からの参加者も呼び込むよう広く周知を行うこと。

③ その他

枚方市が共催する「オープンファクトリー事業（求職者向けイベント）」において、主催者からの提供物を活用し、参加者募集にかかる周知・広報を担うこと。

※事業概要については別紙資料を参照。

※主催者が作成する提供物 参加者向けのA4チラシデータ（加工不可）

※オープンファクトリー事業の参加者募集（ホームページ・予約フォームの開設）は、主催者が行う。

オープンファクトリー事業（求職者向けイベント）／参加者数：80名以上

上記は1年度毎の事業実施における最低基準であり、目標数値は提案事項とする。

(2) 合同面接会（以下「面接会」という。）の企画・実施

概ね35歳未満の若年求職者（2025年3月大学等卒業予定者を含む）を対象に面接会（会社説明のみの参加も含む）を企画・実施し、市内中小企業への就職に繋げる。なお、面接会で募集する求人は市内事業所における正社員（※）求人のみとする。

面接会の実施にあたっては、ミスマッチを防ぐとともに就職者数を増加させるための取組を効果的な時期に実施すること。

面接会参加求職者数：延べ150名以上（うち就職者数15名以上）
面接会参加企業数：延べ40社以上
（参加企業のうち4割以上は製造業を営む企業とする）

上記は1年度毎の事業実施における最低基準であり、目標数値は提案事項とする。

※本事業における正社員とは以下のすべての要件を満たす者とし、パートタイムは含まない。

- ・就業規則等で定める所定労働時間勤務すること
- ・労働契約に期間の定めがないこと
- ・事業所に直接雇用される者であること

(3) 市内ものづくり企業への就職意欲向上のための事業の企画・実施

就職活動が本格化する前の生徒・学生等を対象に、業界及び企業への理解を深めるためのオープンカンパニーや業界研究会など、市内中小企業との接点を創出する事業を実施する。参加企業は製造業を営む企業とし、市内ものづくり企業への就職意欲を向上させる内容とすること。

また、製造業を含む市内企業に対して、学生等の就職意欲を向上させ、就職後の定着につながる職場環境づくりを促進させる支援を行うこと。

参加学生数：延べ 30 名以上 参加企業数：延べ 25 社以上

上記は1年度毎の事業実施における最低基準であり、目標数値は提案事項とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7. 実施場所

本事業の実施場所はすべて枚方市内とする。ただし、オンラインで実施することにより、就職者数の増加、企業及び求職者の満足度向上などの効果が見込まれる場合はオンラインによる実施も可とする。オンラインで実施する場合の配信拠点は枚方市内に限定しない。

なお、事業において使用する会場について、市および関係機関からの無償提供は見込まないこと。

8. 実施体制・進捗管理

- (1) 受注者は、本事業の遂行にあたって、確実に実施できる体制を設けること。
- (2) 受注者は、本事業の遂行にあたって、発注者と協議し、業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、進捗の管理を行うこと。また、打ち合わせ経緯については議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

9. 事業費の取扱い

- (1) 本事業の経費をもって、他の事業の経費をまかなってはならない。
- (2) 本事業で使用するパソコンやプロジェクター等の必要な機材及びイベントに必要な消耗品等については、受注者にて準備すること。

10. 制作物

本事業に係るチラシ等の制作物の作成にあたっては、事業実施までに十分な余裕を持って発注者に提示し承認を得ること。

11. 報告・分析等

- (1) 受注者は本事業の効果測定のため、事業ごとに参加企業・参加者に対してアンケートを行うこと。アンケートのひな型については3日前までに発注者に提示し承認を得る

こと。なお、当該資料は集計の上、各事業終了後2週間以内に発注者へ提出すること。

- (2) 受注者はアンケート結果等を踏まえ本事業の分析を行い、より効果的な事業実施に向けた見直しを適宜行うとともに、発注者の求めに応じて報告すること。
- (3) 本事業実施期間中は適宜モニタリングを実施し、進捗状況や成果を把握した上で必要に応じ事業実施内容の見直しを求めることがある。
- (4) その他、発注者は必要に応じ、事業内容等について報告を求めることがある。

1 2. 成果品

- (1) 受注者は、本事業に係る成果品として、各事業の実績及び参加企業・参加者からのアンケート結果等を踏まえた分析を含めた内容の事業実績報告書を納入すること。
- (2) 成果品の体裁は以下を基本とするが、本事業委託契約締結後、協議のうえ決定する。
 - ・ A4ファイル 2部（簡易製本すること）
 - ・ 電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかで閲覧可能な形式であること）
- (3) 本事業にかかる成果品の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に所属するものとする。また、発注者は成果品のすべてについて、必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

1 3. 業務の再委託

再委託は原則禁止とするが、セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託により実施する事業がある場合は、提案内容に明記すること。ただし、本事業の核となる合同面接会の企画・実施を再委託することは不可とする。

1 4. 提供資料

受注者は、本事業委託契約締結後、必要に応じて発注者から資料の提供を受けた場合は、本事業の遂行の目的に限り活用することとする。

1 5. 法令遵守・機密保持

- (1) 受注者は、法令等に基づいて適切に事業を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た機密を本事業委託契約の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、提供資料の盗難、毀損、もしくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任に

において本事業の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を発注者に提出しなければならない。

- (4) 個人情報の取り扱いにあたっては、別紙「個人情報の保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

16. その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

17. 担当部署

枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館3階

電話 072-841-1325

メール shokou@city.hirakata.osaka.jp

仕様書 別紙

「オープンファクトリー事業（求職者向けイベント）」事業概要

地域に根差すものづくり企業の認知度向上やまちの魅力発信、地域活性化に繋げることを目的に、未来の担い手となる子どもたちと企業との新たな交流の場として、令和5年度に KUZUHA MALL にてオープンファクトリー事業「不器用 FACTORY2023in ひらかた」を開催した（別紙「不器用ファクトリーチラシ」を参照）。

令和6年度・7年度には、ものづくりの業界や企業への理解を深め、市内ものづくり企業への就職意欲を向上させるため、子どもを対象とする従来の取組に加え、新たに求職者向けのものづくり体験イベントを開催する。

※市内企業若者雇用推進事業の対象となるのは、オープンファクトリー事業のうち求職者向けイベントのみとする。

【事業概要】

日程：8月または11月の平日1日（予定）

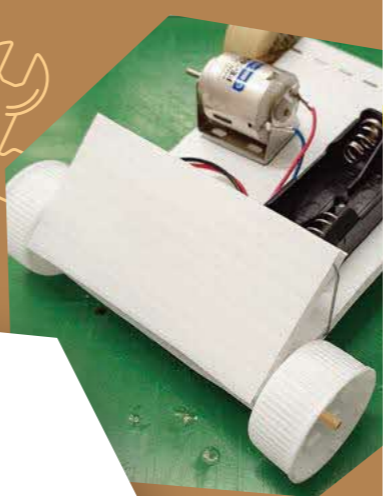
場所：未定

主催：枚方市・ひらかた地域産業クラスター研究会

対象：就職前段階から就職活動中の高校生・大学生・中途採用希望者・外国人留学生等



枚方・寝屋川で活躍する
ものづくり企業12社が集まって
不器用FACTORYを開催!



“できない”を楽しもう!

不器用FACTORY

予約優先
申し込みを
!



予約受付は
10月13日AM9時



不器用FACTORY in ひらかた

2023/11/4 Sat. 5 Sun.
10:30-17:30

KUZUHA MALL
南館ヒカリノモール 1F SANZEN-HIROBA 前

参加企業
株式会社 IFA 住宅設計室 / アクテック株式会社 / 朝日熱処理工業株式会社 / エビス電子株式会社 / 香椎化学工業株式会社 / ダイコロ株式会社 / 株式会社大豊製作所 / 株式会社 テイク・システムズ / 株式会社 / ホル電機 / ホソカワミクロン株式会社 / 株式会社 MELOS / 吉泉産業株式会社 (あいうえお順)

不器用FACTORY

ものづくりの現場は
ドキドキとワクワクがいっぱい!?
できなくても大丈夫!!
“つくること”を楽しもう!!!!

開催の様子



参加特典

不器用FACTORY
オリジナルトレーディングカードを
プレゼント!!

ここですか
手に入らない!



※画像は
イメージです

参加者には不器用FACTORY
オリジナルトレーディングカード
「コラボマスターズ」をプレゼント!
いろんなカードを集めて、
オリジナルコラボを考えてみよう!

秘密をのぞき見!?

没入体験型バーチャル工場見学

工場の中を動画で見られるバーチャル工場見学を実施。
ワークショップの間の時間などに
ぜひ体験してみてください!
(予約不要・無料)

見学の様子

共催	ひらかた地域産業クラスター研究会 (オープンファクトリー部会) / 枚方市
協力	ダイコロ株式会社 / テイク・ラボ / KUZUHA MALL / コワーキングスペース ビーゴ / バイカイデザイン株式会社 株式会社 IFA 住宅設計室 / アクテック株式会社 / 朝日熱処理工業株式会社 / エビス電子株式会社 / 香椎化学工業株式会社 / ダイコロ株式会社 / 株式会社大豊製作所 / 株式会社 テイク・システムズ / 株式会社 / ホル電機 / ホソカワミクロン株式会社 / 株式会社 MELOS / 吉泉産業株式会社 (あいうえお順)
お問い合わせ	info@bukiyo-factory.osaka

次回予告
2024年2月に
リアルな工場見学
「不器用FACTORY」を
開催します!

予約優先・先着順
公式サイトWebフォームより申し込み
※定員に達し次第締め切ります※当日空きがあれば参加可能

共催	ひらかた地域産業クラスター研究会 (オープンファクトリー部会) / 枚方市
協力	ダイコロ株式会社 / テイク・ラボ / KUZUHA MALL / コワーキングスペース ビーゴ / バイカイデザイン株式会社





1 アクテック株式会社 11/4

収納物をより使いやすくより便利に! 枚方市でアルミケース・ソフトケースの製造及び販売を行っています。



オリジナルカードケースを作ろう!

大事なものをしっかり守るアルミケース。テレビでも話題になったうまい棒ケースと同じタイプのアルミケースの端材を使ってオリジナルカラーのカードケースを組み立てよう!

他にはない自分だけのケースを自分の手で組み立てよう!!
【所要時間】30分
【定員】1回6名
【参加費】無料
【持ち物】なし



3 株式会社大豊製作所 11/4

枚方で約60年、大手建設機械メーカーの1次サプライヤーとして少量多品種の金属部品を製造販売しています。



金属製造体験!! ナットが上手につくれるかな?

実際に工作機械(卓上ボール盤)を使用して、ナット作りを体験していただきます。ねじとなる部分の穴あけをボール盤で加工しその後、手作業でねじ立て(タッピング加工)をして頂き、真直ぐ上手にねじが切れるかを体験

【所要時間】20~30分
【定員】1回6~7名
【参加費】500円
【持ち物】なし

穴をあける

5 株式会社ノボル電機 11/4

昭和25年創業の業務用拡声音響装置メーカー。全国約3000社へ業務用スピーカー、アンプなどを製造販売。



紙コップスピーカーを作ろう!

紙コップにコイル、磁石を取り付け、簡易的なスピーカーを作ることができます。ミニプラグ付きですのでお持ち帰りしていただいた後もご自宅でご利用いただけます。出来上がった紙コップに絵をかいたりシールを貼り、自分だけの手作りスピーカーを作ろう!

【所要時間】30分【定員】1回3名
【参加費】500円
【持ち物】持ち帰り用の袋



2 香椎化学工業株式会社 11/4

1952年からスキンケア商品を中心とした化粧品や医薬部外品の研究開発、製造を行っています。



ハンドクリームを作ろう!

本来まさらない水と油をまぜる乳化(にゅうか)技術を使って、ハンドクリームを作ります。容器にも自分だけのデザインで、一緒につくった大切な人にプレゼントしてもいいですね!

【所要時間】40分
【定員】1回3名
【参加費】500円
【持ち物】持ち帰り用の袋



4 エビス電子株式会社 11/4

枚方にある電子部品の販売商社。部品を仕入れて販売するだけでなく、電子機器の設計や加工も得意です。



電気で走る!?身近な廃材を使って電気自動車を作ろう!

電池とモーターにプラスチック段ボールやペットボトルキャップと竹串を組み合わせて、簡単な電気自動車を作ります。手順書に従って組み立てていただきます。

【所要時間】30分
【定員】1回3名
【参加費】500円
【持ち物】なし



つなげる

6 株式会社 IFA 住宅設計室 11/4

新築注文住宅、建替え、リノベーション...枚方を中心にわくわくするような建築家との家づくりをご提供しています。



陰影と遊ぶ。無垢板材と紙でテーブルランプを作ろう!

経年変化を味わえる本物の素材で組んだランプで、心地良い空間づくりに大切な「陰影」を体験いただけます。

【所要時間】60分
【定員】1回6名
【参加費】1,000円
【持ち物】なし
【注意事項】小学5年生以下のお子様は、保護者の方の付き添いをお願いいたします。



7 朝日熱処理工業株式会社 11/5

熱処理をする事で金属の強度が高まり長く使えるようになります。当社では熱処理を通じて金属に魂を入れます。



熱処理を簡単に学ぼう!!

板に好きな絵などを書いていただき、名前等を刻印しその後熱処理を加え完成します。世界に1つだけの名刺が作れます。

【所要時間】30分
【定員】1回3名
【参加費】500円
【持ち物】なし



8 株式会社 MELOS 11/5

プラスチック・金属・シリコンゴム、さまざまな材料を加工し新しいアイデアをカタチにする、新商品開発支援会社です!



ドッキリ大作戦! 液体が瞬間に塊になる?!

今回の主役は樹脂液です!
2種類のレジン混ぜ合わせるだけで、レジンが温かくなり、色が変わったり、最終的に塊になる不思議な体験!
シリコンモールド等を使って、あなただけのオリジナルスタンドを作ろう!
【所要時間】10~15分【定員】1回6名
【参加費】500円【持ち物】なし



9 株式会社 テイク・システムズ 11/5

スマホ・スマートウォッチ・カーナビなど身近にあるディスプレイの検査に使われる検査機を設計・開発しています。



どんな仕組みで動いているの?! 作って学ぶ金属探知機の仕組み!

金属探知機作りを通じて電気製品の仕組みや成り立ちをご紹介します。
●どうやって金属を探知するの?
●電気が流れる仕組みはどうなるの?
●電気製品のの中身はどうなるの?
●電気製品を作っているのはどんな人?
そんな疑問にお答えします!作った金属探知機は持って帰れます。おうちでも金属を探してみよう!
【所要時間】45分【定員】1回4~5名
【参加費】800円【持ち物】なし



10 吉泉産業株式会社 11/5

「様々な食材をより合理的に、より美しく切る」をテーマに各種業務用フードスライサーを開発販売しています。



お料理探偵になってスーパーの料理の謎を解き明かそう!

身近なスーパーのサラダやお惣菜がどの様に作られているか、実際の商品を観察したり、謎を解き明かしながら学べる食育のワークショップとなっております。
【所要時間】30分
【定員】1回4名
【参加費】無料
【持ち物】なし



11 ダイコロ株式会社 11/5

創立70周年を迎えた日本トップシェアの卒業アルバムメーカー。全国の子どもの思い出を大切に残す仕事をしています。



デザイナー体験! オリジナルメモパッドを作ろう!

将来なりたいお仕事のイラストを選んで、みんなの顔を合成!あこがれの職業になりきったオリジナルメモパッドを作ろう!実際にパソコンを使用して表紙をデザインし、糊付けてメモパッドに仕上げさせていただきます。
【所要時間】40分【定員】1回3名
【参加費】無料【持ち物】なし



12 ホソカワミクロン株式会社 11/5

1916年枚方創業の粉体機器の世界最大手企業。粉を処理する機械や技術を様々なメーカーに提供しています。



オリジナル砂時計を作ってみよう! 手作り砂時計体験

手作りの砂時計を作ったものづくりの楽しさを気軽に体験してみませんか?カラフルな砂やデコレーションでオリジナルの砂時計に仕上げよう!
【所要時間】45分【定員】1回5名
【参加費】無料【持ち物】なし
【注意事項】対象は3歳~小学生です。小さなお子様には保護者の付き添いをお願いします。



予約・詳細はこちら



予約受付は
10月13日AM9時~

各回開始時間

- ①10:30- ②11:30- ③13:30-
- ④14:30- ⑤15:30- ⑥16:30-

予約優先・先着順

※定員に達し次第締め切ります
※当日空きがあれば参加可能

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第1号の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

(作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

(教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

(取扱区域等)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、委託業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

2 受注者は、再委託（再委託先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の承諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委託先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委託先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委託先を監督する方法

3 再委託の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委託先に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委託先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委託先が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者に委託する場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなけれ

ばならない。

- 3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款第22条による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。